

「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議登録、退会等に関する要領

平成28年12月25日

那覇市長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議規約第8条に基づき、「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議（以下「市民会議」という。）に参加する団体（以下「参加団体」という。）への登録、退会等に関し必要な事項を定めるものとする。

（参加団体の登録）

第2条 市内に活動拠点を有し、かつ、市の実施する健康づくりの推進に関し積極的に関与・協力する企業及び各種団体等のうち、「健康なは21（第2次）」の推進に寄与すると認められるものは、参加団体として登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとするものは、申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

（登録の決定）

第3条 会長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、健康部所管事業審査委員会の審査を経て参加団体として登録するものとする。

2 会長は、前項の規定により登録をしたときは、速やかにその旨を前条第2項の申請書を提出したもの（以下「申請者」という。）に通知するとともに登録証（様式第2号）を交付しなければならない。

（登録の拒否）

第4条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、登録を拒否するものとする。

- (1) 活動内容が、法令及び公序良俗に反するものであるとき
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体であるとき
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体であるとき
- (4) 参加の目的が次のいずれかに該当するとき
 - ア 自らの利益誘導のみを目的とした活動内容であるとき
 - イ 特定保健用食品、機能性表示食品又は栄養機能食品ではない飲食物を、健康の維持及び増進等に役立つ旨の表記をしたうえで提供するとき
 - ウ 特定の治療法のみを勧奨するなど偏った情報提供を行うとき

- エ 本事業の目的に照らし、活動内容が不相当であると判断したとき
- 2 会長は、前項の規定により登録を拒否した場合は、遅滞なく、登録拒否通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第5条 第2条第1項の登録を受けた企業及び各種団体等は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく会長に登録内容変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

（退会）

第6条 参加団体は、活動を継続できなくなったときは、退会届（様式第4号）を会長に届け出ることにより、「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議（以下「市民会議」という。）を退会することができる。

（取組の紹介及び周知）

第7条 市は、参加団体を本市のホームページ等に掲載し、その活動等について広く周知に努めるものとする。

（市からの情報提供）

第8条 市は、市民会議の円滑な活動に資するため、参加団体に対し、「健康なは21（第2次）」施策等に関する情報を提供するものとする。

（参加団体の責務）

第9条 参加団体は、市の実施する「健康なは21（第2次）」に関する各種施策の推進に関し、積極的に関与・協力するとともに、自社の顧客又は従業員等、関係者を通じた健康づくりに関する機運の醸成に取り組むものとする。

（参加団体であることの表示）

第10条 参加団体は、ホームページ又は広告等に参加団体である旨を表示することができる。ただし、次の各号に該当する場合は除く。

- (1) 提供する商品やサービスの品質を担保又は証明するものとして使用する場合
- (2) 募金活動と結びつけて使用する場合
- (3) 法令及び公序良俗に反する場合
- (4) 表示の方法等が本事業の趣旨に反する場合

（登録の取消等）

第11条 会長は、参加団体が第4条第1項各号に規定する登録拒否事由及び前条各号に該当することが明らかになったときは、参加団体の登録を取り消すことができる。

- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加団体の登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条の退会届を受理したとき
- (2) 参加団体としての活動実績が2年間なく、かつ、継続の意思が確認できないとき
- 3 会長は、前2項の規定により参加団体の登録を取消又は抹消をしたときは、参加団体に対し、登録（取消・抹消）通知者（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。
- 4 参加団体は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに会長に第3条第2項の登録証を返還するものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成29年1月25日から施行する。
- 2 この要領が施行された際に「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議規約の市民会議参加団体名簿に記載されている参加団体に対しては登録証（様式第2号）を交付するものとする。